



持ち込まない管理：従業員や外来者が作業場へ持ち込む物を異物にしない管理

●作業場への持込み物に関するルールについて

2-問1 作業場への持込み物に関するルールはありますか

2-問2 問1のルールを従業員へ周知していますか

2-問3 ルール外の持込み物は、事前申請をしていますか

アンケート結果（全84施設）

	問1	問2	問3	
あり（している）	83	83	53	持込可能物を指定：32 持込禁止物を指定：73
なし（していない）	1	1	29	
その他	0	0	2	・上司の確認後に持ち込む。 ・ルール外の持込みを認めていない。

作業場にある物は、全て異物混入の原因となる可能性があります。そのため、業務に必要な物以外は持ち込まないようにすることで、異物混入のリスクを小さくすることができます。作業場への持込み物に関するルールを決めて、従業員に周知しましょう。ルール外の持込み物についても事前申請の手続きを定めるなど、あらかじめ対応方法を決めておきましょう。

ポケットのない作業着を着用し、作業場に物を持ち込めないようにしている施設もあります。

持込み物に関するルールに沿って管理していれば、お客様から異物混入の申出があった際にも当該異物は作業場内に持ち込まれていなかったことを説明することができます。

◆どのようなルールを作ればいい？

持込可能物を決める場合と、持込禁止物を決める場合があります。持込可能物をルール化した場合、限定した物しか持ち込めなくなるため、持込禁止物をルール化する場合に比べて、持ち込める物の範囲が狭くなります。各々の事情に合わせて、どのようにルール化するのがよいのか検討しましょう。

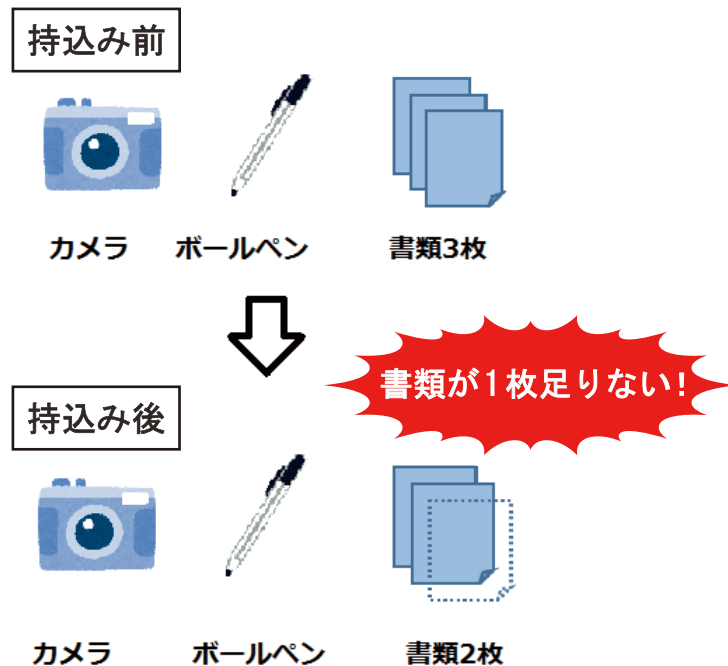
	持込可能物（例）	持込禁止物（例）
筆記用具	ノック式ボールペン	キャップ式ボールペン、鉛筆、シャープペンシル
文具	工場指定の文具（ノート、テープ等）	ハサミ、カッター、ステープラー、クリップ、画鋏、輪ゴム等
アクセサリ	髪ゴム（装飾のないシンプルなもの）	ヘアピン、ピアス、指輪、腕時計等
その他	メガネ、コンタクトレンズ（必要不可欠な場合）	私用携帯電話、タバコ、ライター、小銭、鍵、絆創膏等

決めたルールは、従業員へ周知しなければなりません。研修やミーティング、掲示板等により、パートやアルバイトも含めた全ての従業員へ周知し、遵守するよう教育しましょう。

◆ルール外の持込みは要注意

施設・設備の不具合等が生じた場合は、修理や検査のための機材等、ルールにない物を持ち込まなければならない場合もあります。そのため、ルール外の持込み物への対応をあらかじめ定めておく必要があります。

ルール外の持込みで重要なことは、持ち込まれたものが確実に作業場外へ持ち出されることです。つまり、「何を」「何個」「どこへ」持ち込むのか、「持込前後の数、状態に変化はないか」を確認することが重要です。そして、これらを確認し記録することで、持ち込まれた物の紛失や破損の有無が分かり、ひいてはこれらによる異物混入を防止することができます。



●外来者への対応について

2-問 4 外来者に作業場への持込み物のルールを周知していますか

2-問 5 工事終了後は必ず立ち会い、異常の有無を確認していますか

アンケート結果（全 84 施設）

	問 4	問 5
している	59	77
していない	21	5
その他	4	2

◆外来者を作業場に入れるリスク

機械の整備や増設、害虫駆除など様々な機会に外来者が作業場に入ります。外来者は「持込み物のルール」を知りません。そのため、ルールが外来者に周知されていない場合、硬質異物となり得る物が持ち込まれてしまう可能性があります。

例えば、外来者がルールを知らずに持ち込み、紛失したクリップ等の小さなものが、製品に混入してしまうケースが考えられます。

また、工事終了後に工事箇所周辺の確認を怠ることで、工事の際に発生した金属片が異物として製品に混入する可能性があります。



◆ルール外の持込み

外来者は作業場内では使用しない物を持ち込むことがあります（工事用機械、検査用機材等）。このような物はルールに定めていないかもしれません。その場合には、8 ページ「2-問 3 ルール外の持込み」に関するルール「事前申請」、「持込前後の数、状態のチェック」等に対応します。



◆対策

以下の 4 点を実施し、硬質異物混入を防ぎましょう。

- 外来者に対し、作業場内に持ち込めない物を事前に伝えましょう。
- 外来者が持込禁止物を持って来ていないかを確認しましょう。
- 何を何個作業場内に持ち込むかを確認し、記録しましょう。
- 工事等が終了したら、外来者の忘れ物がないかを確認するとともに、工事で発生したゴミ等が作業場内に残されていないかを確認し、記録しましょう。

●原料由来の硬質異物混入防止対策について

2-問6 原料の硬質異物混入リスクの把握に努めていますか

2-問7 原料メーカーの異物混入防止対策の状況把握・確認はしていますか

2-問8 原料の硬質異物混入について原料メーカーなどへ情報提供していますか

アンケート結果（全 84 施設）

	問 6	問 7	問 8
している	69	57	80
していない	13	24	1
その他	2	3	3



◆異物混入の原因は自社の工場だけ？

自社で原料の採取から加工・製造し、製品の出荷まで行っている事業者は少数であり、多くの施設では様々な原料を各メーカーから仕入れて製造しています。そのため、安全な食品を作るためには、自社工場だけでなく、原料の段階から関係する事業者全てが、一定の衛生管理を実施する必要があります。

◆原料由来の硬質異物混入防止に不可欠なポイント

① 原料の特徴を把握する。

原料と言っても、野菜、肉、魚、調味料、乳製品、半製品など様々です。それらの採取方法や加工・製造方法によって、危害となる異物も変わります。例えば、土付きの野菜では土壌由来の石、肉や魚では取り残しの骨などが異物となる可能性があります。

原料のメーカー等から原料の特徴に応じたリスクについて情報提供をしてもらうことにより、より有効な対策を取ることができます。

② 原料メーカーの異物混入防止対策を確認する。

原料の特徴を踏まえた上で、各メーカーが実施している異物混入防止対策が、自社の管理レベルを満たしているかを確認しましょう。もし、メーカーの対策と自社の管理レベルに差がある場合は、お互いの考えを説明し、効率的で効果的な対策を実施していきます。

原料メーカーの対策がうまく機能しているかどうか、適宜確認しましょう。



③ 発生してしまった異物混入については、原料メーカーとも情報共有する。

これらの対策を講じていても原料由来の異物混入事故が発生してしまった場合には、必ず原料メーカーにも情報提供をして発生原因などの確認を行います。その上で、原料メーカーで講じた再発防止対策について、有効であるか確認するだけでなく、自社もその原料を使用する立場から、その原料のリスクを認識し、異物除去に努める必要があります。

異物混入の対策は自社のみで行っていても進みません。食品を取り扱う全ての事業者一丸となって硬質異物混入事故防止対策に取り組みましょう。

